

## 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を 改正する法律案の概要

### 《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,730(平成22年3月31日見込み)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進運動については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



### 《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

### 《改正概要》

#### ① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
  - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
  - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

#### ② 障害除去のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替

### 《施行期日》

平成22年4月1日